



愛媛賃審発第 2555 号
令和 7 年 10 月 21 日

愛媛労働局長
常盤 剛史 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏

**愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に
ついて（答申）**

当審議会は、令和 7 年 7 月 29 日付け愛媛労発基 0729 第 1 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結
論に達したので答申する。

別紙

愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次の業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材（木ぎ装を除く。）の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務

ハ 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1, 136円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月25日指定